

議案第22号 令和4年度習志野市一般会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	631億2,000万円
	補正額	4億7,541万5千円
	補正後	635億9,541万5千円

- （歳出概要）
- ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業
 - ・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業
 - ・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事業

議案第23号 令和4年度習志野市一般会計補正予算（第2号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	635億9,541万5千円
	補正額	8億3,615万6千円
	補正後	644億3,157万1千円

- （歳出概要）
- ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業
 - ・住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金支給事業
 - ・介護サービス事業者支援事業
 - ・障害福祉サービス事業者支援事業
 - ・民間認可保育所運営費助成事業
 - ・小規模保育事業運営費助成事業
 - ・認定こども園運営費助成事業
 - ・民間保育施設賃借料等助成事業
 - ・私立幼稚園運営費等助成事業
 - ・保育所運営費
 - ・こども園運営費
 - ・あじさい療育支援センター運営費
 - ・都市農業支援事業
 - ・地元のちから活性化事業
 - ・公共交通政策事業
 - ・給食センター賄材料費
 - ・単独校給食賄材料費 他14事業

議案第24号 習志野市税条例等の一部を改正する条例の制定について

「地方税法」の改正に伴い、改正するものです。

1 個人市民税

個人市民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について、次のように改正します。

(1) 実施期間及び入居期限を延長します。

	改正前	改正後
実施期間	令和15年度まで	令和20年度まで
入居期限	令和3年12月31日まで	令和7年12月31日まで

(2) (1)により、新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置として延長していた住宅ローン控除の実施期間及び入居期限が(1)に含まれることとなったため、当該特例を削ります。

2 固定資産税

固定資産に係る相続登記、住所変更登記等の申請が義務化されることに伴い、登記に記録されている者がDV被害者等である場合、「登記住所に代わる事項(法務局、被害者支援団体等の住所)」が登記所から市に通知されることとなりました。

これに伴い、市において固定資産課税台帳の閲覧や固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付等を行う場合に、DV被害者等の登記住所が含まれているときは、「登記住所に代わる事項」を記載します。

3 その他

地方税法の規定等に合わせた文言整理を行います。

(施行期日)

1については、令和5年1月1日から施行します。

2については、令和6年4月1日から施行します。

3については、令和5年1月1日又は令和6年1月1日から施行します。

議案第25号 習志野市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

習志野市立大久保第二保育所の私立化に向けた建替えのため、代替施設において保育を実施することに伴い、位置を変更し、分園を設置するものです。

	名称	位置
改正前	習志野市立大久保第二保育所	習志野市大久保2丁目7番7号
	↓	↓
改正後	習志野市立大久保第二保育所	習志野市大久保2丁目12番1号 (習志野市立大久保東幼稚園内)
	習志野市立大久保第二保育所分園	習志野市泉町3丁目2番1号 (習志野市立大久保こども園内)

(施行期日)

令和4年8月12日から施行します。

議案第26号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めること
について

次の者を固定資産評価審査委員会の委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市実籾
氏 名 穴 倉 義 昭 (ししくら よしあき)
任 期 3年
新任・再任 新任

議案第27号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
～第28号

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

議案番号	住 所	氏 名	任 期	新任・再任
第27号	習志野市藤崎	あ そう ひろ こ 麻 生 博 子	3年	再任
第28号	習志野市谷津	た く ほ こう いち 田久保 浩 一	3年	再任

議案第29号 工事請負契約の変更について（旧土木詰所等解体及び法面工事）

令和3年第1回定例会において議決を経て、田久保建設株式会社と締結した旧土木詰所等解体及び法面工事の工事請負契約について、次のとおり契約金額を変更するものです。

変更前	変更後
1億9,360万円	1億8,690万1千円

【変更理由】

工事請負者が旧平面駐車場の舗装下を掘削した際、路盤材から土壤汚染対策法に定められた基準値を超えるフッ素が検出されたことに伴い、周辺の土壤調査及び路盤材を適正に処理する業務を行う必要が生じました。

そこで、本工事請負契約から路盤材の撤去、運搬、処分等に係る業務を除き、土壤調査と併せて別途委託することとしたことから、契約書第19条第5項の規定に基づき、契約金額の変更をするものです。

議案第30号 財産の取得について（習志野市立習志野高等学校教員用タブレットパーソナルコンピュータ及びモノクロレーザープリンター）

次のとおり財産を取得するものです。

- 1 取得する財産の表示 習志野市立習志野高等学校教員用タブレットパーソナルコンピュータ及びモノクロレーザープリンター
- 2 取得の目的 習志野市立習志野高等学校における校内ネットワーク環境の整備
- 3 取得の方法 制限付き一般競争入札
- 4 取得価格 2,865万5,000円
- 5 取得の相手方 習志野市大久保二丁目4番5号
株式会社 ミツワ堂
- 6 仕様概要 タブレットパーソナルコンピュータ(70台)、モノクロレーザープリンター(21台)

議案第31号 市道の路線認定について

認定する路線は、2路線です。

認定 2路線

認定理由	路線名	
都市計画道路3・4・9号谷津鷺沼線の事業化に伴うもの	鷺沼四丁目	00-126号線
都市計画道路3・4・24号鷺沼線の事業化に伴うもの	鷺沼四丁目	00-127号線

議案32号 専決処分した事件の承認を求めることについて(習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について)

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和4年3月31日に公布されました。

このことに伴い、習志野市税条例の一部を改正する必要が生じました。しかし、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

1 固定資産税・都市計画税

- (1) 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置として、激変緩和の観点から、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、通常5%のところ、令和4年度に限り2.5%としました。
- (2) 固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置である「わがまち特例」について、次のとおり特例率を見直しました。

区分	対象資産	特例率 ^{※1}	
		改正前	改正後
縮減	下水道除害施設 ^{※2}	4分の3	5分の4

※1 課税額を減額するため、課税標準額に乗じる割合

※2 公共下水道施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある下水を排出する使用者が、下水による障害を除去するために設置した施設(油水分離装置、汚泥処理装置等)

2 その他

地方税法の規定等に合わせた文言整理を行いました。

(専決処分日)

令和4年3月31日

(施行期日)

令和4年4月1日